（建設工務室の所掌事務）

第六十八条の二　建設工務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄振興特別措置法第九十九条第三項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務のうち、工事の実施の調整に関すること及び道路に関する工事の実施の調整に関すること（河川課及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

［二～十一　略］

（運輸部に置く課等）

第八十二条　運輸部に、次の六課及び一室並びに運航労務監理官五人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席運航労務監理官とする。）、海事技術専門官五人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海事技術専門官とする。）、海技試験官二人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海技試験官とする。）及び外国船舶監督官四人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。）を置く。

総務運航課
企画室
観光課
船舶船員課
陸上交通課
監査指導課
車両安全課

2　［略］

（総務運航課の所掌事務）

第八十三条　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　運輸部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　運輸部の所掌事務に関する交通に関連する防災に関する事務の総括に関すること。

三　海事代理士に関すること。

四　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

五　廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関すること。

六　水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（運航労務監理官の所掌に属するものを除く。）。

七　港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

九　倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十　前各号に掲げるもののほか、運輸部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画室の所掌事務）

第八十四条　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　略］

［号を削る。］

（建設工務室の所掌事務）

第六十八条の二　建設工務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄振興特別措置法第百七条第三項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務のうち、工事の実施の調整に関すること及び道路に関する工事の実施の調整に関すること（河川課及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

［二～十一　同上］

（運輸部に置く課等）

第八十二条　運輸部に、次の一室及び五課並びに運航労務監理官五人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席運航労務監理官とする。）、海事技術専門官五人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海事技術専門官とする。）、海技試験官二人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海技試験官とする。）及び外国船舶監督官四人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。）を置く。

企画室
総務運航課
船舶船員課
陸上交通課
監査指導課
車両安全課

2　［同上］

［条を加える。］

（企画室の所掌事務）

第八十三条　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　同上］

七　観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。